

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
 技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-51, 52, 54~56, 82, 85, 86, 110~121, 142~147, 155	接続口設計変更の反映 格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却で用いる可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続口について、女川2号炉及び島根2号炉の審査実績を踏まえ、屋外2箇所に加えて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮した接続口を建屋内に1箇所設置する設計方針としたことに伴い、以下の関連する記載箇所を修正した。 <ul style="list-style-type: none"> ・1.5.2.2(5)a. 「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水」の操作手順 ・1.5.2.2(5)b. 「可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水（海水）通水」の操作手順 ・第1.5.1表「対応手段、対処設備、手順書一覧」 ・第1.5.7図、第1.5.8図、第1.5.9図及び第1.5.10図「概要図及びタイムチャート」 ・添付資料1.5.5、添付資料1.5.6の作業場所、作業時間（訓練実績等）、可搬型ホース敷設長さ等 ・添付資料1.5.8「解釈一覧 3. 弁番号及び弁名称一覧」 	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	とりまとめた資料-4 1.5-39, 41, 42, 67, 70, 71, 96~107, 141, 142, 145, 146, 147, 148, 159	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-9	当社記載ルールに基づく記載の適正化（下線部参照） (旧) 重大事故等対処設備のほか・・・ (新) 重大事故等対処設備の他に・・・	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-6	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-38, 39, 65, 66	記載の適正化（下線部参照） (旧) 淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため・・・ (新) 淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の不純物濃度が上昇するため・・・ 塩分濃度の上昇は海水を注水した場合であることから、淡水（代替給水ピット及び原水槽）を注水する手段の記載を適正化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-29, 30, 52	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-47	脱字訂正 (下線部参照) (旧) 蒸気発生器への準備が完了・・・ (新) 蒸気発生器への注水準備が完了・・・	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-36	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-60	脱字訂正 (下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水系への海水通水時に・・・ (新) 原子炉補機冷却海水系への海水通水時に・・・	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-46	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-62, 77	脱字訂正 (下線部参照) (旧) 可搬大型送水ポンプ車は・・・ (新) 可搬型大型送水ポンプ車は・・・	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-49, 61	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-56	誤記訂正 (下線部参照) (旧) 円滑に作業ができるように・・・ (新) 円滑に作業できるように・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-42	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-104~107, 110, 116, 122, 124, 125	記載の適正化 概要図の凡例の表記を見直し（縦一列の表記から横スペースも活用した表記へ見直すことにより、概要図全体の見やすさの改善を図った）	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-88, 90, 92, 94, 96, 102, 110, 120	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-104, 105, 107	誤記訂正 【第1.5.2図, 第1.5.3図, 第1.5.5図】 概要図の「タービン動補助給水ポンプ」の表記を適正化（タービン出入口の蒸気ラインの線が上下逆であったため修正した）	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-88, 90, 94	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-107, 108	記載の適正化 第1.5.5図の操作対象機器の一覧を別ページへ移動することにより、概要図と操作対象機器の一覧のサイズを拡大し見やすさの改善を図った。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-94	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-109	誤記訂正（下線部参照） 【第1.5.6図】 （旧）タニムチャート （新）タイムチャート	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-111, 153	誤記訂正（下線部参照） 【第1.5.7図（2/4）, 添付資料1.5.8 3. 弁番号及び弁名称一覧（1/3）】 （旧）使用済燃料ピット冷却機 （新）使用済燃料ピット冷却器	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-97, 157	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-116	誤記訂正 【第1.5.9図】 ・概要図の「原子炉補機冷却水サージタンク」の表記を適正化（タンク内の仕切板の表記を削除し第1.5.7図の表記と統一した） ・概要図の原子炉補機冷却水サージタンクから廃液貯蔵ピットへの排気ラインを追記した（同様の系統図と記載を統一）。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-102	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-130～137, 151～155	記載の適正化 添付資料番号のうち枝番号の附番方法について、女川2号炉及び大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて各審査項目と統一を図った。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-125～132, 155～159	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-139, 142, 145, 148	記載表現の適正化（下線部参照） 【添付資料1.5.4-(1), 1.5.5-(1), 1.5.6-(1) 4.作業の成立性】 (旧) 屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に接続可能である。 海水取水箇所吊り下げ設置する水中ポンプは軽量なものであり人力で降下設置できる。 (新) 屋外の可搬型ホースの敷設は、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。 海水取水箇所吊り下げ設置する水中ポンプは、軽量なものであり人力で降下設置できる。 添付資料1.5.7-(1)についても、上記と同様の修正を実施。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-138, 141, 142, 146, 152	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-148	記載の適正化（下線部参照） 【添付資料1.5.7-(1) 3.必要要員数及び作業時間】 (旧) b. 可搬型ホース接続（復旧班員の作業終了後） 作業時間（想定）：20分 作業時間（訓練実績等）：10分 (新) b. 可搬型ホース接続、 <u>送水準備・送水</u> （復旧班員の作業終了後） 作業時間（想定）：80分 作業時間（訓練実績等）：45分 他の手順と同様に送水開始までの作業を含めた時間を整理した（作業全体の想定時間は変更なし）。	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-151	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-151	誤字・脱字訂正（下線部参照） 【添付資料1.5.8 1.判断基準の解釈一覧】 (旧) 代替給水ピットの目視確認による確認 (新) 代替給水ピットの目視による確認 (旧) 原水槽の目視確認による確認 (新) 原水槽の目視による確認 (旧) 脱気器タンク水位（狭域）がNWL-1800mm以上 (新) 脱気器タンク水位（狭域）がNWL-1_800mm以上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-155	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.10.0)	1.5-153	脱字訂正（下線部参照） 【添付資料1.5.8】 (旧) ・3V-MS-____ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁 ・3V-MS-____ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁 (新) ・3V-MS- <u>575A</u> タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁 ・3V-MS- <u>575B</u> タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-157	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	とりまとめた資料-5,6,8	記載の適正化（下線部参照） 括弧の記載箇所を適正化 【修正例】 (旧) 「1.5.1(2) c. 手順等」の記載 (新) 1.5.1(2) c. 「手順等」の記載	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-81	大飯3/4号炉欄の脱字訂正	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-22, 100	女川2号炉欄の誤字・脱字訂正	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-139	脱字訂正（下線部参照） 【添付1.5.4-(2) 4. 操作の成立性】 (旧) 懐中電灯等を携行していることから、_____においても作業可能である。 (新) 懐中電灯等を携行していることから、 <u>事故環境下</u> においても作業可能である。	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.9.0)	1.5-154	誤記訂正（下線部参照） 【添付1.5.7-(2) 4. 操作の成立性】 (旧) <u>アクセス性</u> (新) <u>移動経路</u>	